

幼児教育・保育無償化に伴う子育てのための 施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）のご案内

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、入園の申込とは別に、練馬区へ「保育の必要性」の認定の申請をし、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

1 施設等利用給付認定の対象となる方

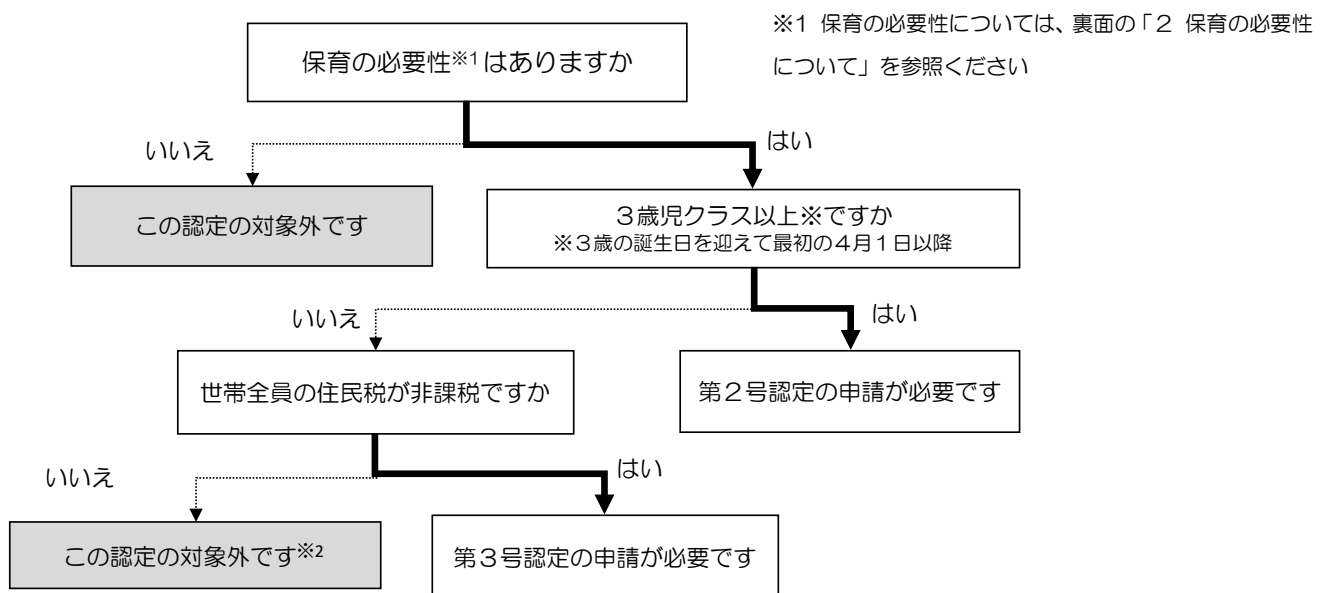
「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）は、児童の学齢により以下のとおり区分されています。

クラス	認定区分	認定を受けるための要件
3～5歳児 (3歳の誕生日を迎えて最初の4月1日から小学校就学前)	2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児および幼稚園の満3歳児 (3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日まで)	3号認定	区市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

※認可保育所や地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用中（予定）の方は、施設等利用給付認定の対象とはなりません。

《認定区分フローチャート》



※2 で認定対象外となっても、課税世帯で保育の必要性がある第2子以降が幼稚園の預かり保育（満3歳児クラス）や練馬こども園（低年齢型）を利用する場合、その他の補助が受けられる可能性があります。学務課幼稚園係にお問い合わせください。

【注意事項】

- 幼児教育・保育の無償化を希望する場合は、事前に保育の必要性の認定を受けてください。**
認定を受けずに幼児教育・保育の無償化対象となる保育サービスを利用した場合、利用した時点で保育の必要性の事由を満たしていても、無償化の対象外となります。
- 保育の必要性の認定は遡及しません。**
原則、申請日（練馬区の書類受理日）から認定します。認定希望日が受理日より後の日付の場合は、認定希望日からの認定となります。
- 練馬区へ転入した方は改めて申請が必要となります。**
練馬区への転入前に保育の必要性の認定を受けていた場合であっても、認定は引き継がれません。
練馬区への転入日から14日以内に申請手続きを行った場合は、転入日に遡って認定します。
- 施設等利用給付認定通知書に記載された認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。**
認定期間満了後も引き続き認定を受けるためには、認定期間満了までに改めて必要書類を提出する必要があります。

2 保育の必要性について

「保育を必要とする事由」に応じて、下表のとおり認定の有効期間が異なります。

認定のためには、保護者全員に「保育を必要とする事由」があることが必要です。

保育を必要とする事由		認定期間
就労	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就労が常態である場合	保育を必要とする期間
妊娠・出産	出産のために保育が困難である場合	出産（予定）日の 2 か月前の月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・負傷・障害	入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳（身体 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神 1～3 級）等の交付を受けている場合	保育を必要とする期間
介護・看護	月 48 時間以上の介護・看護が常態である場合	
災害復旧	災害（火災・風水害等）の復旧にあたっている場合	
求職活動	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の求職活動が常態である場合	3 か月間
就学	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就学が常態である場合 ※原則として、学校教育法に定める教育機関および職業訓練施設に限ります。	卒業または修了予定日の属する月の末日まで
育児休業	<u>原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。</u> 以下のケースは、例外的に育児休業取得中に認定できる場合があります。 ・育児休業取得前から就労しながら同一保育施設を利用している場合 ・育児休業取得中に既に利用している保育園等を 3 月末に卒園となる場合（例：受入上限が 2 歳児クラス以下の小規模園からの卒園）	育児休業対象児童が 2 歳になる誕生月の末日の前日まで ※育児休業中に退職した場合は、退職日をもって認定満了とします。

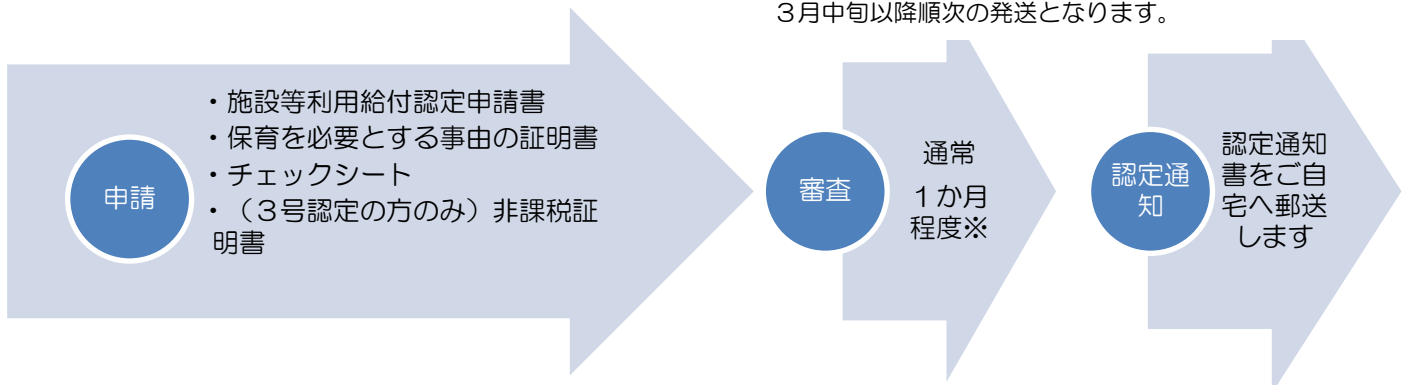
※ 保護者ごとに保育を必要とする事由が異なる場合は、いずれか短いほうの認定期間を適用します。

（例：父が就労要件、母が妊娠・出産要件の場合、妊娠・出産要件による認定期間を適用。）

※ 育児休業中の申請であっても、認定された月の末日までに復職し、復職日から 14 日以内に復職証明書の提出があれば、「就労」として認定します。

3 申請の流れ

※ 4 月から認定希望の場合は、審査が集中するため、3 月中旬以降順次の発送となります。



施設等利用給付認定を受けた後の無償化の給付や、補助金の申請に関することについては、最後のページの問い合わせ先一覧「③無償化の給付に関すること、補助金の申請や金額に関すること」の担当部署へお問い合わせください。

4 提出書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）
- (2) 保護者それぞれの、保育を必要とする事由を証明する書類
※事由ごとの必要な書類については「5 保育の必要性の認定に必要な書類」をご参照ください
- (3) 子育てのための施設等利用給付認定申請書類のチェックシート
- (4) 【3号認定を申請する方のみ】
該当年度の世帯全員の住民税が非課税であることが分かる書類（非課税証明書等）※
※ 該当年度の考え方は、下表をご参照ください。

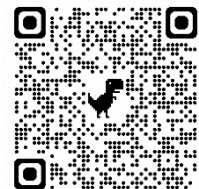
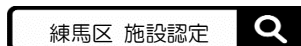
認定希望日	該当年度（必要となる非課税証明書の年度）
令和6年9月～ 令和7年8月	令和6年度 (令和6年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は不要)
令和7年9月～ 令和8年8月	令和7年度 (令和7年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は不要)

5 保育を必要とする事由を証明する書類 ※保護者それぞれの書類が必要です

保育を必要とする事由	必要書類	
就労 (自営業の方) (予定を含む)	会社勤務の方 「就労証明書」(区の様式) (勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。)	自営業の方 【2点の書類の提出が必要です】 ①「就労証明書」(区の様式) ②直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー ※確定申告書の提出ができない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書などを提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の分娩予定日が記載されたページのコピー（練馬区の場合P4）	
疾病・負傷・障害	診断書（家庭で保育ができない旨と療養期間（見込み）が記載されたもの）や身体障害者手帳等のコピー	
介護・看護	「介護・看護状況申告書」(区の様式) および介護・看護の必要性を証明する書類（被介護・看護者に関する診断書や身体障害者手帳等）	
災害復旧	罹災証明書のコピー	
求職活動	子育てのための施設等利用給付認定申請書（裏面記入必須） ※求職活動の実績のわかる書類を求めることがあります。	
就学	就学状況申告書（区の様式） または、在学証明書（学生証）（在学期間がわかるもの）および時間割等スケジュールがわかるもののコピー	
育児休業	就労証明書（区の様式）（育児休業取得期間が記載されたもの）	

【練馬区ホームページ】

右の2次元コードを読み込むと区ホームページにアクセスでき、子育てのための施設等利用給付認定の申請に必要な書類のうち、区の様式（就労証明書等）をダウンロードすることができます。



6 提出先および提出方法

- (1) 練馬区保育課保育認定係へ郵送（〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1）
- (2) マイナポータルからのオンライン申請
マイナンバーカードを利用したオンライン申請にて受付します。
- (3) 練馬区保育課窓口提出（練馬区役所本庁舎10階）
- (4) 各総合福祉事務所相談係（光が丘、石神井、大泉）窓口提出※
※各総合福祉事務所では、書類の内容確認や相談はできません。

お問い合わせ先一覧

① 保育の必要性の認定に関すること

保育課 保育認定係	03-5984-1479
-----------	--------------

② 施設の利用に関すること（利用申込方法、保育料など）

認証保育所、認可外保育施設	各施設にお問い合わせください。
保育園での一時預かり	
幼稚園での預かり保育	
ぴよぴよの乳幼児一時預かり	
ファミリーサポート	

③ 無償化の給付に関すること、補助金の申請や金額に関すること

お子さまが園に在籍している場合 （日常的に通園している場合）	認証保育所、 認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
	幼稚園	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
お子さまが園に在籍していない場合 （日常的に通園していない場合）		保育課 私立保育所係 ※令和7年4月1日～ 保育課 保育サービス推進係	03-5984-1634 ※令和7年4月1日～ 03-5984-1622

（例）幼稚園在園児が、ぴよぴよの乳幼児一時預かりを利用して無償化の給付を受けたい場合
⇒ 問い合わせ先：学務課幼稚園係

④ 制度に関すること

保育の必要性の認定	保育課 保育認定係	03-5984-1479
認証保育所、認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
幼稚園の預かり保育	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
私立保育園の一時預かり	保育課 私立保育所係	03-5984-1634
ぴよぴよの乳幼児一時預かり	在宅育児支援担当課 育児支援係	03-5984-5673
ファミリーサポート		